

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

春日井市立大手小学校

春日井市立大手小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

○「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話、「匿名いじめ連絡サイト スクールサイン」等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態の定義

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき
- (3) いじめにより相当の期間（30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5 重大事態への対応

(1) 迅速な対応と報告

- 重大事態が発生した場合は、校内で速やかに事態を把握し、緊急対応チームを設置する。
- ア 被害児童・保護者の安全確保と支援を最優先に行う。
- イ 加害者とされる児童・保護者への指導を行う。
- ウ 速やかに教育委員会へ報告する。

(2) 事実関係の調査

- 事実関係の調査は、校長を責任者とする重大事態調査委員会を設置して実施する。
- ア 調査委員会は、事案の特性に応じて、弁護士や医師などの専門家を委員として加えるなど、公正かつ客観的な調査体制を構築する。

イ 調査にあたっては、いじめられた児童生徒やその保護者、いじめを疑われる児童生徒、学校の教職員などから、事実関係を多角的に聴取する。

(3) 調査結果の共有と情報提供

ア 調査結果は、いじめられた児童とその保護者に対し、事実に基づき適切に情報を提供する。

イ いじめを疑われる児童とその保護者に対しても、プライバシーに配慮しつつ、必要な範囲で調査結果を説明する。

ウ 調査結果は教育委員会へ報告する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。取り組み状況によってはOODAループ(O B S E R V E→O R I E N T→D E C I D E→A C T)を活用しPDCAサイクルの調整を行う。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

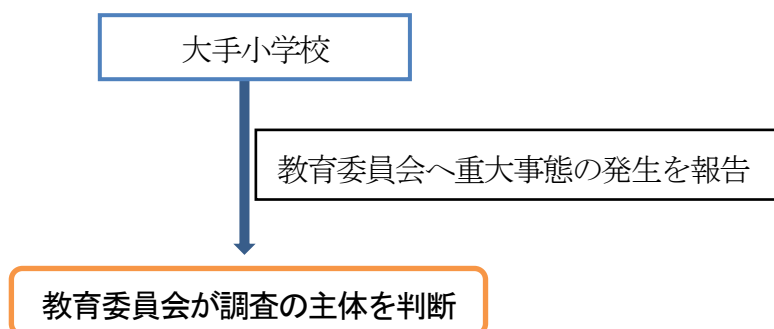
7 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は、内容を定期的に見直し、最新版をホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



【 学校が調査主体の場合 】

